

第48回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

1. 事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」・・・ 1 ページ
2. 事業報告「会計監査人の状況」・・・ 2 ページ
3. 事業報告「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」・・・ 3 ページ
4. 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」・・・ 9 ページ
5. 連結計算書類「連結注記表」・・・ 10 ページ
6. 計算書類「株主資本等変動計算書」・・・ 23 ページ
7. 計算書類「個別注記表」・・・ 24 ページ
8. 監査報告「連結計算書類に係る会計監査報告」・・・ 29 ページ
9. 監査報告「計算書類に係る会計監査報告」・・・ 31 ページ
10. 監査報告「監査役会の監査報告」・・・ 33 ページ

株式会社ミロク情報サービス

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況
(2025年3月31日現在)

	第 1 回 株 式 報 酬 型 ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン	第 2 回 株 式 報 酬 型 ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン
発 行 決 議 日	2004年 6 月29日	2005年 6 月29日
発 行 日	2004年 6 月30日	2005年 6 月30日
残 高	758個	154個
う ち 当 社 取 締 役 役 員 (社 外 取 締 役 員 を 除 く) の 保 有 状 況	758個(3人)	142個(3人)
う ち 当 社 社 外 取 締 役 員 の 保 有 状 況	—	—
う ち 当 社 監 査 役 役 員 (社 外 監 査 役 員 を 除 く) の 保 有 状 況	—	12個(1人)
う ち 当 社 社 外 監 査 役 員 の 保 有 状 況	—	—
目 的 と な る 株 式 の 種 類 お よ び 数	当社普通株式758,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	当社普通株式77,000株 (新株予約権1個につき500株)
行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 金 銭 の 額	1,000円 (新株予約権1個当たり)	500円 (新株予約権1個当たり)
行 使 期 間	2004年 7 月 1 日から 2034年 6 月30日まで	2005年 7 月 1 日から 2035年 6 月30日まで

2. 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 三優監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社（以下「当社子会社」という）から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）について基本方針を決定し、次のとおり定めております。当社は、本基本方針および「MJSグループ倫理行動規範」に基づき、社会規範、倫理および法令等を遵守して公正かつ適切な経営を実現してまいります。

(1) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社および当社子会社の取締役会において、それぞれの「取締役会規則」に定める事項が漏れなく適時に付議され、これら議案の十分な審議を通じて適法性その他の確認が適切になされる体制とする。
- ② 当社の取締役の職務執行の適法性確保および牽制機能の強化のために、常にそれぞれ複数名の社外取締役および社外監査役が在籍する体制とする。
- ③ 当社は、「MJSグループ内部通報規程」に基づく内部通報窓口を設置し、当社および当社子会社の役員および使用人が、これを利用して当社および当社子会社の取締役の法令および定款違反等を通報できる体制とする。
- ④ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」および「MJSグループ反社会的勢力対応規程」等に基づき、当社および当社子会社の役員および使用人が反社会的勢力との関係遮断および不当要求の拒絶等について外部機関と連携して組織的に対応できる体制とする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を以下の文書にて適切に保存し、当社の取締役および監査役が常にこれらを閲覧できる体制とする。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 当社の取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
- ④ 当社の取締役を決定者とする決定書類および附属書類
- ⑤ その他当社の取締役の職務の執行に関する重要な文書

- (3) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、当社の関係会社管理部門が、当社子会社の代表取締役を招集する関係会社連絡会議を定期的開催し、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制とする。
 - ② 当社は、「MJSグループ内部監査規程」に基づき、当社子会社各社の内部監査を実施するに際し、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制とする。
- (4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社および当社子会社のそれぞれの取締役会が定める経営機構（組織）および職務分掌に基づき、適正かつ効率的にそれぞれの代表取締役および各業務担当取締役に職務を執行させる体制とする。
 - ② 法令または当社および当社子会社の社内規定に定める職務権限および意思決定ルールに基づき、適正かつ効率的に当社および当社子会社の代表取締役および各業務担当取締役の職務執行が行われる体制とする。
 - ③ 当社の取締役の職務執行に係る個別経営課題を実務的な観点から網羅的かつ効率的に協議、決定するために、当社の常勤取締役を主要メンバーとする経営会議を定期的開催する。
- (5) 当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 社会規範、法令などの遵守義務を明記した「MJSグループ倫理行動規範」をイントラネットに掲載し、当社および当社子会社のすべての使用人が閲覧可能な体制とする。
 - ② 「MJSグループ倫理行動規範」の周知徹底を含む内部統制教育を定期的実施し、当社および当社子会社の使用人のコンプライアンス意識を高める体制とする。
 - ③ 「MJSグループ内部通報規程」に基づく内部通報窓口を設置し、これを利用して当社および当社子会社の使用人の法令および定款違反等を通報できる体制とする。
 - ④ 法令ならびに当社および当社子会社の定款に適合した諸規定を定め、これら諸規定およびその下位文書に基づき当社および当社子会社の使用人が職務を執行する体制とする。
 - ⑤ 「MJSグループ内部監査規程」に基づく内部監査を定期的実施して、当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令、定款および諸規定に適合することを確認し、適合しない場合はこれを指摘、是正させる体制とする。

- (6) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、「内部統制規程」のリスク管理方針に基づき、ERM（Enterprise Risk Management：統合リスク管理）を実施する。すなわち、当社および当社子会社全体の潜在的なリスク要因を漏れなく認識してその発生を予防するとともに、顕在化した場合の影響を極小化して速やかな復旧・回復ができるよう適切なリスク管理を行う。
 - ② 災害、製品およびサービスの品質、情報セキュリティ、コンプライアンス、反社会的勢力との取引等に係るリスクについて、当社および当社子会社の各担当部門が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行う体制とする。
- (7) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務の適正を確保するために必要な規定として、「MJSグループ倫理行動規範」、「内部統制規程」、「MJSグループ内部通報規程」、「MJSグループハラスメント防止規程」、「MJSグループ反社会的勢力対応規程」等を定め、これらにより企業集団における内部統制の強化を図る。また、これらの規定は当社および当社子会社各社のイントラネットに掲載し、当社グループのすべての役員および使用人が閲覧可能な体制とする。
 - ② 当社の取締役および部門責任者は、当社各部門における業務の適正を確保する体制の確立および運用について権限と責任を有し、当社子会社各社の代表取締役は、それぞれにおける業務の適正を確保する体制の確立および運用について権限と責任を有する体制とする。
 - ③ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理部門を設置して、当社子会社の自主性を尊重しつつ、その経営に関する統括的な管理を行う。また、当社の関係会社管理部門は、当社子会社の代表取締役を招集する関係会社連絡会議を開催するに際し、当社子会社に対して適切な内部統制システムの整備等を指導する体制とする。
 - ④ 当社は、「MJSグループ内部監査規程」に基づき、当社各部門および当社子会社各社の内部監査を定期的実施する体制とする。
- (8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査役の職務を補助する使用人を配置する。

- (9) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社の監査役の職務を補助する使用人は、補助業務遂行にあたって当社の監査役以外からの指揮命令に服さないものとする。
 - ② 当社の監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分については、あらかじめ当社の監査役の同意を必要とする。
- (10) 当社の取締役および使用人、ならびに、当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- 当社は、当社の取締役および使用人、ならびに、当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に対して、当社および当社グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事項ならびに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を取るとともに、当社の内部監査部門、内部統制部門および経営企画部門の責任者は、当社の監査役に対して定期的に担当部門の業務について報告する体制とする。
- (11) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役に報告を行った当社および当社子会社の役員および使用人（内部通報制度の利用、内部監査の実施その他により、間接的に当社の監査役に報告を行うこととなった者を含む。）を、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役員および使用人に周知徹底する。
- (12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- (13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の監査役および監査役会は、当社の代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、監査の実効性を確保する体制とする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスについて

- ① 当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役11名で構成され、当事業年度において17回開催されました。取締役会は、「取締役会規則」に基づき、重要事項を審議し、担当取締役等から業務執行について報告を受けています。
- ② 当社は、内部通報窓口を設置しており、また、取引先の属性調査および外部機関からの情報収集等により反社会的勢力との関係遮断に努めております。それらの実績は経営会議および取締役会に四半期毎に報告されています。
- ③ 当社は、「MJSグループリスク管理方針」およびガイドライン等に基づき、当社および子会社において、内部統制およびハラスメントに関する教育研修を行いました。
- ④ 当社の内部監査部門は、「MJSグループ内部監査規程」に基づき、当社部門の監査を実施しています。

(2) リスクマネジメントについて

当社は、「MJSグループリスク管理方針」に基づき、リスク管理委員会および子会社リスク管理委員会において内外の環境、前期までのリスク管理策の妥当性等を踏まえ、当事業年度における当社および子会社のリスクの認識、優先順位付与、対応方針の決定を、それぞれ行っています。両委員会で決定された対応方針に基づくリスク管理の実施状況を、四半期毎に両委員会でそれぞれ確認し、その議事を四半期毎に当社の経営会議および取締役会に報告することで、継続的なモニタリングを行っています。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について

当社は、法令および「文書管理規程」に従い、株主総会、取締役会および経営会議等の議事録ならびに稟議書等の取締役の職務執行に係る情報を適切に保存し、取締役および監査役が常にこれを見ることができるよう適正に管理しています。

(4) 効率的な職務執行について

- ① 当社および子会社の代表取締役および各業務担当取締役は、「職務分掌・権限規程」等の関連規定に基づき、中期経営計画および単年度目標の達成に向け、分担して職務を執行しています。
- ② 当社は、経営会議を当事業年度において25回開催し、個別の経営課題を効率的に協議・決定しました。

(5) 子会社管理について

- ① 当社は、子会社の代表取締役等を構成員とする関係会社連絡会議を当事業年度において4回開催しました。関係会社連絡会議は、「関係会社管理規程」が定める子会社の重要事項について審議し、職務執行について報告を受けています。
- ② 当社の関係会社管理部門は同規程に基づき子会社経営に関する統括的な管理を行い、当社の内部監査部門は「MJSグループ内部監査規程」に基づき子会社に対する監査を実施しています。

(6) 監査役監査について

- ① 当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、当事業年度において14回開催されました。監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」、「内部統制システムにかかる監査の実施基準」等に基づき取締役会・経営会議等の重要会議への出席、稟議書等の重要な決裁文書の閲覧および内部監査室からの監査の結果に関する報告聴取等の方法で当社および子会社の監査を実施しています。
- ② 当社は、監査役の職務を補助する使用人2名を監査役室に配置し、また監査役および監査役会は代表取締役および会計監査人と定期的に意見交換することで、監査の実効性を確保しています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,198	2,931	25,871	△5,915	26,084
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,495		△1,495
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,381		4,381
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		9		14	23
自 己 株 式 の 消 却		△9	△3,016	3,026	－
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減		△26			△26
連結除外に伴う 利 益 剰 余 金 の 増 減			△28		△28
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△26	△160	3,040	2,853
当 期 末 残 高	3,198	2,904	25,711	△2,875	28,938

	その他の包括利益 累 計 額		非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	626	626	475	27,186
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,495
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				4,381
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				23
自 己 株 式 の 消 却				－
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減				△26
連結除外に伴う 利 益 剰 余 金 の 増 減				△28
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△283	△283	△119	△402
当 期 変 動 額 合 計	△283	△283	△119	2,451
当 期 末 残 高	342	342	356	29,637

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 8 社

連結子会社の名称 株式会社エヌ・テー・シー
リード株式会社
株式会社MJS M&Aパートナーズ
株式会社MJS Finance & Technology
株式会社トランストラクチャ
スパイス株式会社
トライベック株式会社
株式会社BizMagic

連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社エム・エス・アイは、保有株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。
また、前連結会計年度において連結子会社でありましたMiroku Webcash International株式会社は、増資に伴う持分比率の低下により、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 1 社

主要な非連結子会社の名称 DX Tokyo株式会社

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社及び関連会社 2 社
の数

非連結子会社及び関連会社 プライマル株式会社
の名称 株式会社KACHIEL

持分法適用の範囲の変更 前連結会計年度において持分法の範囲に含めていた株式会社韓国NFC
は、保有株式を売却したため、持分法の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社及び関連会社 3 社
の数

非連結子会社及び関連会社 MJS－FPT株式会社
の名称 DX Tokyo株式会社
Miroku Webcash International株式会社

持分法を適用しない理由 MJS－FPT株式会社は、合弁契約に基づき共同出資により設立した会社
であります。また、前連結会計年度において連結子会社でありました
Miroku Webcash International株式会社は、増資に伴う持分比率の低
下により、関連会社を含めております。
非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益
剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体と
しても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用の関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る
計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品 ……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 ……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 ……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 ……………定率法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産 ……………定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェア等については残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上しております。見込有効期間は製品ごとに3年～5年であります。自社利用ソフトウェアのうち、社内利用ソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用 ……………定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③役員退職慰労引当金 ……一部の連結子会社は、役員・執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、社内規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ソフトウェア関連事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関して、品目別にシステム導入契約売上高及びサービス収入に区分しております。主要な品目における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（システム導入契約売上高）

システム導入契約の売上高として、主に業務用アプリケーションソフトウェアの開発・販売、サーバ・パソコンなどのハードウェアの販売並びに導入支援サービスの提供等の品目で構成されております。これらの販売については、顧客に引き渡し役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、受託開発ソフトウェア契約の一部は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、合理的に見積りが可能なものについてはインプット法に基づく進捗度により収益を認識しております。合理的な見積りが困難なものについては原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

（サービス収入）

主に継続的な役務の対価となる安定的な収入として、ソフトウェア保守サービスやハードウェア・ネットワーク保守サービス、ソフト使用料収入等の品目で構成されております。これらの収入については、顧客との契約内容に基づき一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、仕入商品等の販売のうち、代理人に該当すると判断したものは、他の当事者が提供する商品等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主として5年間の定額法により償却を行っております。

③記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ．表示方法の変更に關する注記

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取手数料」は17百万円であります。
2. 前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取解決金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取解決金」は5百万円であります。

Ⅲ．會計上の見積りに關する注記

1. 市場販売目的ソフトウェア等の評価

当社グループは、市場販売目的ソフトウェア等を次のように分類しております。

- ・ ERPパッケージなど顧客環境にて稼働するソフトウェアを「販売用ソフトウェア」
- ・ クラウドサービスなど当社サービスを通じて、利用いただくソフトウェアを「自社利用ソフトウェア」に含まれるサービス提供目的ソフトウェア

当連結会計年度において無形固定資産に計上しているソフトウェアのうち、市場販売目的ソフトウェア等は、ソフトウェア1,366百万円、ソフトウェア仮勘定6,876百万円としてそれぞれ計上しております。

「研究開発費及びソフトウェアの會計処理に關する実務指針」（企業會計基準委員會移管指針第8号最終改正2024年7月1日）に基づいて、機能改良に要した費用や研究開発終了後の費用を、将来の収益獲得が確実な範囲で資産計上することとしております。また、償却方法は、「3. 會計方針に關する事項(2)固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

将来の収益獲得見込みは、既存のお客様とのコミュニケーションや市場調査によりニーズを把握し、一定割合で成長し続けると仮定した上で、償却において利用する見込有効期間（3年～5年）を上限に将来の収益獲得が確実な範囲としております。状況の変化に応じて、継続的に収益獲得見込みの見直しを行っております。

これらの仮定は、現時点での最善の見積りを行っておりますが、サブスクリプションモデルの販売拡大により短期的な収益性の低下及び開発内容が高度かつ長期化しており、ニーズ対応のための追加投資の発生等の不確実性があり、追加の費用処理が必要となる可能性があります。

2. 有価証券の減損

当社グループは、成長戦略の柱の一つとして、積極的なM&A・資本提携の実施による事業拡大を進めております。

当連結会計年度において、資本提携等を目的とした株式取得を行っており、投資その他の資産の投資有価証券のうち、市場価格のある株式及び満期保有目的の債券を除き、持分法適用関連会社株式を含めた市場価格のない株式の合計として、582百万円計上しております。

資本提携を目的として投資した会社の多くはベンチャー企業であり、市場価格のない有価証券として評価するものがほとんどであります。市場価格のない有価証券は、実質価額が期末帳簿価額に比べて50%程度以上低下している場合には、回復可能性を総合的に判断し、回復が見込めないと判断した時点で減損処理を行っております。回復可能性の判断においては、状況に変化の兆候が伺える都度、投資先から将来の事業計画を入手し、これまでの実績等を勘案し事業計画が実行可能かつ実質価額が合理的な期間内で回復可能であるかを事業投資統括部門において評価しております。なお、投資先企業の中には、IPO等を目指している会社があり、将来的な経済的価値の上昇を期待するものの、IPO等のスケジュールが具体化している投資先の株式を除いて、評価への反映が困難であり考慮しておりません。

回復可能性の評価においてはその都度最善の見積りを行っているものの、事業計画特有の不確実性があり、投資先の経済条件によっては、事業計画の大幅な見直しが必要となり減損処理を行う可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

連結子会社スパイス株式会社における店舗現金業務管理サービス事業用に調達した短期借入金に対し、対象となる現金等を担保として供しております。

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	497百万円
その他（流動資産）	88百万円
合計	585百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	360百万円
合計	360百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,648百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 32,306,286株

(注) 2025年3月21日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月31日に自己株式2,500,000株（普通株式）を消却しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,495	50	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,646	利益剰余金	55	2025年3月31日	2025年6月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

ストックオプションとしての新株予約権 普通株式 835,000株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は銀行より借入時、金利変動のリスクヘッジを図るためにのみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループ各社における与信管理等を定めた社内規定に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券及びその他有価証券であります。満期保有目的の債券は安全性の高い債券であり、その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、リスク軽減に努めております。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金の充足を図るための調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有 価 証 券 及 び 投 資 有 価 証 券			
① 満 期 保 有 目 的 の 債 券	170	167	△2
② そ の 他 有 価 証 券	1,270	1,270	－
資 産 計	1,440	1,437	△2
長 期 借 入 金	3,200	3,151	△48
負 債 計	3,200	3,151	△48

(注) 1. 現金は現金であること、及び預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、短期貸付金、敷金保証金、リース債務については、重要性が乏しいと認められるため、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	582

3. 1年内返済予定の長期借入金は「長期借入金」に含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株 式	1,270	－	－	1,270
資 産 計	1,270	－	－	1,270
該 当 な し	－	－	－	－
負 債 計	－	－	－	－

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券 社 債 等	－	167	－	167
資 産 計	－	167	－	167
長 期 借 入 金	－	3,151	－	3,151
負 債 計	－	3,151	－	3,151

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、満期保有目的の社債等は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益

システム導入契約売上

ハードウェア	5,567百万円
ソフトウェア	11,379百万円
ユースウェア	7,049百万円
計	23,995百万円

サービス収入

トータル・バリューサービス (TVS)	2,612百万円
ソフト使用料	7,549百万円
ソフトウェア運用支援サービス	6,073百万円
ハードウェア・ネットワーク保守サービス	1,689百万円
サプライ・オフィス用品	533百万円
計	18,459百万円

その他	3,705百万円
-----	----------

顧客との契約から生じる収益合計	46,160百万円
-----------------	-----------

その他の収益	—
--------	---

外部顧客への売上高	46,160百万円
-----------	-----------

(注) 1. 「トータル・バリューサービス (TVS)」は、会計事務所向けの総合保守サービスです。

2. 「ソフトウェア運用支援サービス」は、企業向けの総合保守サービスです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 履行義務に関する情報

連結注記表「I.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2) 重要な支払条件に関する情報

ソフトウェア導入契約に関する取引の対価は、検収後1年以内に、サービス収入に関する取引の対価は、取引開始時又はサービス提供完了後1年以内に、それぞれ受領しており、何れも重要な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための基礎となる情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	
	期 首 残 高	期 末 残 高
顧客との契約から生じた債権	4,825百万円	5,273百万円
契 約 資 産	71百万円	48百万円
契 約 負 債	2,523百万円	2,527百万円

契約資産は、主に受託開発ソフトウェア契約の一部において、進捗度の測定に基づいて収益認識したソフトウェア売上にかかる未請求債権であり、顧客の検収時に債権へ振替えられます。契約負債は、主にソフトウェア導入契約、各種保守サービス契約における顧客からの前受金に関連するものがあります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,432百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 978円29銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 146円40銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2024年12月20日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で、当社の連結子会社である株式会社MJS Finance & Technology（以下、「MFT」といいます。）を吸収合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 株式会社MJS Finance & Technology

事業の内容 フィンテック関連サービス

(2) 企業結合日

2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、MFTを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ミロク情報サービス

(5) その他取引の概要に関する事項

2024年5月に公表した「中期経営計画Vision2028」における当社グループの成長戦略において、中小企業のDX推進を支援する「統合型DXプラットフォーム戦略」、および、グループを再編・強化する「グループ連携強化によるグループ会社の独自成長促進」を掲げています。統合型DXプラットフォームの戦略展開にMFTの企画・開発の知見を活用でき、また、MFTがこれまで培ってきたフィンテック企業やAI企業への出資/M&A実行のノウハウを取り込み、M&Aグロース戦略において、より迅速かつ柔軟な意思決定・戦略実行を強化できると考えており、当社グループの成長戦略の実現のため、MFTを吸収合併することとしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定であります。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金 繰越利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	3,198	3,013	－	3,013	206	6,985	17,310	24,501	△5,915	24,797
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△1,495	△1,495		△1,495
当 期 純 利 益							4,710	4,710		4,710
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			9	9					14	23
自己株式の消却			△9	△9			△3,016	△3,016	3,026	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	197	197	3,040	3,238
当 期 末 残 高	3,198	3,013	－	3,013	206	6,985	17,507	24,699	△2,875	28,035

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	624	624	25,422
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,495
当 期 純 利 益			4,710
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			23
自 己 株 式 の 消 却			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△284	△284	△284
当 期 変 動 額 合 計	△284	△284	2,953
当 期 末 残 高	340	340	28,376

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式 ……………移動平均法による原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品 ……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 ……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 ……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ……………定率法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産 ……………定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、市場販売目的のソフトウェア等については残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上しております。見込有効期間は製品ごとに3年～5年であります。自社利用ソフトウェアのうち、社内利用ソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 ……………定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ソフトウェア関連事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関して品目別にシステム導入契約売上高及びサービス収入に区分しております。主要な品目における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（システム導入契約売上高）

システム導入契約の売上高として、主に業務用アプリケーションソフトウェアの開発・販売、サーバ・パソコンなどのハードウェアの販売並びに導入支援サービスの提供等の品目で構成されております。これらの販売については、顧客に引き渡し役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

また、受託開発ソフトウェア契約の一部は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、合理的に見積りが可能なものについてはインプット法に基づく進捗度により収益を認識しております。合理的な見積りが困難なものについては原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

（サービス収入）

主に継続的な役務の対価となる安定的な収入として、ソフトウェア保守サービスやハードウェア・ネットワーク保守サービス、ソフト使用料収入等の品目で構成されております。これらの収入については、顧客との契約内容に基づき一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

なお、仕入商品等の販売のうち、代理人に該当すると判断したものは、他の当事者が提供する商品等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ．表示方法の変更にに関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取解決金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「受取解決金」は5百万円であります。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．市場販売目的ソフトウェア等の評価

当事業年度において無形固定資産に計上しているソフトウェアのうち、市場販売目的ソフトウェア等は、ソフトウェア854百万円、ソフトウェア仮勘定6,966百万円としてそれぞれ計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、連結注記表「Ⅲ．会計上の見積りに関する注記 1．市場販売目的ソフトウェア等の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2．有価証券の減損

当事業年度において、資本提携を目的とした株式取得を行っており、投資その他の資産の投資有価証券のうち、市場価格のある株式及び満期保有目的の債券を除いた市場価格のない株式の合計として、246百万円計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、連結注記表「Ⅲ．会計上の見積りに関する注記 2．有価証券の減損」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．関係会社株式の減損

当事業年度において、投資その他の資産の関係会社株式として、2,998百万円計上しております。

関係会社株式は、すべて市場価格のない有価証券として評価するものであり、実質価額が期末帳簿価額に比べて50%程度以上低下している場合には、回復可能性を総合的に判断し、回復が見込めないと判断した時点で減損処理を行っております。回復可能性の判断においては、状況に変化の兆候が伺える都度、子会社及び関連会社から将来の事業計画を入手し、これまでの実績等を勘案し事業計画が実行可能かつ実質価額が合理的な期間内で回復可能であるかを事業投資統括部門において評価しております。

回復可能性の評価はその都度最善の見積りを行っているものの、事業計画特有の不確実性があり、当事業年度において、2社の回復が見込まれないと判断したため、関係会社株式評価損195百万円を計上いたしました。翌事業年度においても、子会社及び関連会社の経済条件によっては、事業計画の大幅な見直しが必要となり減損処理を行う可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,078百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	83百万円
長期金銭債権	24百万円
短期金銭債務	116百万円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額（区分表示したものを除く）	
営業取引による取引高の総額	1,538百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	144百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,375,130株
------	------------

（注）2025年3月21日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月31日に自己株式2,500,000株（普通株式）を消却しております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	364百万円
未払法定福利費	60百万円
未払事業税	84百万円
貸倒引当金	24百万円
会員権評価減	6百万円
固定資産償却限度超過額	1,103百万円
投資有価証券	77百万円
関係会社株式	687百万円
その他	141百万円
繰延税金資産小計	2,550百万円
評価性引当額	△845百万円
繰延税金資産合計	1,704百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△156百万円
繰延税金負債合計	△156百万円
繰延税金資産の純額	1,547百万円

VIII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「VII. 収益認識に関する注記 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	948円06銭
2. 1株当たりの当期純利益	157円39銭

X. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「IX. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ミロク情報サービス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 玉 井 信 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミロク情報サービスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミロク情報サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ミロク情報サービス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 玉 井 信 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミロク情報サービスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、企業集団としての内部統制システムの構築・運用状況、個別リスクの未然防止を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、他の監査役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2024年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ミロク情報サービス 監査役会

常勤監査役 牧 野 博 史 ⑩

社外監査役 但 木 敬 一 ⑩

社外監査役 中 原 広 ⑩

(注) 監査役但木敬一及び監査役中原広は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上